

受水槽以下の給水設備

設置届
変更届
廃止届

年 月 日

尾道市長様

申請者 住所
(所有者)

氏名

指定工事事業者 住所

氏名

受水槽以下の給水設備を 新設
変更
廃止 しましたので、尾道市水道給水条例施行規程第15条等の規定により下記のとおり届け出ます。

設置場所	尾道市
給水設備の種類	簡易専用水道 簡易専用小水道 その他()
特定建築物	該当する 該当しない
管理責任者氏名	
誓約事項	1. 受水槽以下の給水設備の管理及び水質保全については、関係法令及び尾道市水道局給水装置工事設計施行基準により設置者自らの責任において行うこと。 2. 前項の給水設備に異状又は故障があったとき、すみやかに対処できる専属の指定工事事業者を定めておくこと。
所有者が指定した指定工事事業者	当店は前記の受水槽以下の給水設備の異状又は故障については、責任をもって修繕等の対策を行います。 住所 氏名
添付図書	平面図 配管図 詳細図 給水系統図

- 備考 1. 下記の事項に異動又は変更が生じたときは、直ちに水道局担当課に届出ること。
(1) 施設の所有者、管理責任者の変更
(2) 料金の算定基準となる使用戸数の増減
2. 上記の条件を各戸(室)の使用者に周知徹底することはもとより、受水槽以下の給水設備について問題を生じたときは、申請者の責任において処理すること。